

### 平成 31 年度受理の内、是正措置の勧告を受けた概要（調査結果が出たもの）

※ただし、通報者が希望しない場合や通報者が特定されるものは、除く。

通報年度	通報概要	調査委員会による任命権者への提言概要	本市の対応
平成 31 年度	昇格査定基準に定めている出勤率の算定にあたり、年次有給休暇を欠務として取り扱っていることは労働基準法附則第 136 条の違反に当たる。	昇格査定基準において年次有給休暇を欠務として取り扱う部分については、法令違反と判断されるため、是正すべき。	昇格査定基準において、欠務とする休暇の種類について整理し査定基準の見直しを行った。